

デザイン創作における生成 AI の活用：意匠法の転換点

——発想・コンセプト・バリエーション生成の現状と知財課題——

Claude Opus 4.6

要旨

生成 AI はプロダクトデザインの発想・コンセプト生成プロセスを根本的に変えつつあるが、意匠権保護の枠組みは追いついていない。日本では 2026 年の意匠法改正に向けた議論が加速し¹²、「先回り大量生成問題」や仮想空間デザインの保護が主要論点となっている³。各国特許庁は AI 生成デザインの創作者要件について「自然人のみ」で足並みを揃える一方、保護範囲の解釈には大きな差異がある。デザイナーが AI を「道具」として活用する実務が急速に広がる中、①人間の創作的寄与の立証、②学習データに起因する侵害リスク、③デザイン空間の飽和という三つの実務課題が、知財専門家に突きつけられている。

1. 生成 AI がデザインワークフローを 50%短縮する現実

1.1 実用段階に入った活用実態

プロダクトデザイン・工業デザインの現場において、生成 AI の活用は 2024 年から 2026 年にかけて実用段階に入った。特許庁「令和 6 年度産業財産権制度問題調査研究」（2025 年 3 月公表）が国内 101 社を対象に実施したアンケートでは、回答企業の 45%が既に生成 AI をデザイン創作に活用しており、利用者の 87%が「デザインの発想段階」、80%が「ブレインストーミング・コンセプト開発」での使用と回答している³。

ツールの使い分けは明確なパターンを形成している。Midjourney は初期コンセプトの大量探索に、Vizcom（元 Honda/Nvidia デザイナーが創業）は手描きスケッチからフォトリアリスティックなレンダリングへの変換に⁴、Stable Diffusion はインペインティング機能を活かした精密な制御に、それぞれ最適化されている。典型的なプロフェッショナルのワークフローは、ChatGPT によるペルソナリサーチ→Midjourney での広範なコンセプト探索

→Vizcom での精緻化→SolidWorks/Fusion 360 での CAD モデリングという流れで構成される。カナダの MistyWest 社の事例では、LiDAR スキャニングデバイスのコンセプトデザインに Vizcom を導入し、コンセプト設計期間を 4 週間から 2 週間へ 50%短縮した⁵。

1.2 業界別活用動向

業界別の活用は自動車分野で特に進んでいる。トヨタリサーチインスティテュート (TRI) は、テキストプロンプトから空力係数・室内寸法等のエンジニアリング制約を組み込んだ車両デザインを生成する独自 AI ツールを開発した⁶。日本のスタートアップ・チューリング株式会社は、デザインファーム日南と連携し、Stable Diffusion を用いて自動運転 EV のコンセプトカー外装をデザインし、3D CAD・レンダリング・3D プリント模型・VR/AR コンテンツまでを約 1.5 ヶ月で完成させた⁷。パナソニックはラムダッシュ電気シェーバーのモーター構造を AI でゼロベースから設計するなど、家電分野でも従来の最適化型から創発型の AI 活用へ移行が始まっている⁸。

3D 分野では Autodesk の動きが最も注目される。Autodesk Assistant は、Fusion 内でテキストプロンプトから編集可能なネイティブ 3D ジオメトリを直接生成する機能を実装し、自然言語入力で CAD モデルが生成される時代が到来した⁹。AI 3D アセット市場は 16.3 億ドル (2024 年) から 92.4 億ドル (2032 年) への成長が予測されている¹⁰。

2. 「創作者は自然人のみ」で世界は一致、しかし保護範囲は分岐する

2.1 日本の立場

AI 生成デザインの意匠登録における最大の法的論点は「創作者」の定義である。この点について、主要法域は AI 自体を創作者・発明者として認めないという結論で一致している。日本では、2024 年 5 月の東京地裁 DABUS 判決 (令和 5 年(行ウ)第 5001 号) が「特許法に規定する『発明者』は、自然人に限られる」と判示し¹¹、2025 年 1 月の知財高裁判決もこれを支持した¹²。意匠法についても、第 3 条 1 項が「意匠の創作をした者」、第 6 条 1

項2号が创作者の「氏名」の記載を求めており、自然人のみが创作者となり得ると解されている。

2024年5月28日に内閣府知的財産戦略推進事務局が公表した「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」は、この論点について決定的な指針を示した¹³。すなわち、「意匠法は、工業上利用することができる意匠を自然人が創作することを前提としている。自然人がAIを道具として用いて意匠の創作に実質的に関与をしたと認められる場合には、AIを使って生成したものであっても意匠登録の対象となり得る」と明記した³。つまり、AI支援デザイン（人間の実質的関与あり）は登録可能だが、AI自律生成デザイン（人間の有意な関与なし）は登録対象外となる。

2.2 法域間の重要な差異

米国では、USPTOが2025年11月28日に「AI支援発明の改訂発明者ガイダンス」を公表し、2024年2月のガイダンスを撤回した¹⁴。新ガイダンスはAIを実験機器やソフトウェアと同列の「道具」と位置づけ、従来の conception（着想）テストに立ち返った¹⁵。自然人が「完全かつ実施可能な発明の具体的・確定的な着想」を有していたかが問われ、ユーティリティ特許・デザイン特許・植物特許に統一的に適用される。

ドイツは最も寛容な立場をとる。連邦通常裁判所（BGH）の2024年6月DABUS判決（X ZB 5/22）は、AI自体は発明者になれないとしつつも、AIが主要な貢献をした発明であっても、創作全体に「決定的影響」を及ぼした自然人を発明者として特許を取得できると判示した¹⁶。人間の貢献自体が発明的である必要はないという点で、他国より広い保護を認める。

EUの意匠法は特異な位置にある。EUの登録意匠制度は「新規性」と「独自の性格」という客観的基準を要件としており、创作者が人間であることの明示的要件がない¹⁷。EUIPOの審査は大部分が形式審査であり、authorship（著作者性）は調査されない。したがって、AI生成デザインがEUで登録される可能性は他法域より高いと複数の論者が指摘してい

る。2024年11月に採択されたEU意匠法改正（規則2024/2822、指令2024/2823）は、保護対象をデジタル・非物理的形態に拡大したが、AI生成デザインについては明示的な規定を置かなかった¹⁸。

中国（CNIPA）は2024年12月31日に「AI関連発明特許出願指針（試行）」を公表し、AI関連特許出願を4類型に分類した¹⁹。AI支援発明（第3類型）は自然人発明者の記載により出願可能だが、AI生成発明（第4類型）は発明者不在のため事実上出願不可能と解される²⁰。

2.3 WIPO・国際的議論の動向

WIPOは2019年以降「IPとフロンティア技術に関する対話」を12回開催してきた²¹。2025年10月の第12回セッションは「IPと合成メディア」をテーマに1,700名以上が参加し、一部の専門家は「新しい種類の知的財産権」の創設を主張した²²。2026年3月17日にはAI Infrastructure Interchange（AIII）が発足し、電子透かし・認証ツール・メタデータ・デジタル識別子等の技術的インフラに焦点を当てた国際協力が始まった²³。また、2024年11月にはリヤドでWIPO外交会議が開催され、リヤド意匠法条約（RDLT）が約20年の交渉を経て採択された²⁴。同条約は手続の国際調和を図るものであり、AI関連の実体法的課題は各国法に委ねられている。

3. 「創作非容易性」と先回り大量生成が意匠制度を揺るがす

3.1 創作非容易性の判断基準への影響

意匠法第3条2項の創作非容易性要件は、AIの浸透によって根本的な再検討を迫られている。特許庁の令和6年度調査研究では、回答者の66%がAIの進展により創作非容易性の判断基準に影響が出ると回答した²。AIにより当業者が容易に多数のデザインバリエーションを生成できるようになれば、「当業者」（person skilled in the art）の能力水準自体がAIツールの使用を前提としたものに引き上げられ、創作非容易性のハードルが実質的に高くなる

可能性がある。

3.2 先回り大量生成問題という構造的脅威

「先回り大量生成問題」は、現行意匠制度に対する最も深刻な構造的脅威として特許庁が認識している問題である²⁵。第三者が生成 AI を用いて、自動車メーカーの次期モデルデザイン等を予測し、大量のデザインバリエーションをインターネット上に公開することで、正規の開発者が意匠出願時に新規性（第3条1項）を喪失し、登録を受けられなくなるという事態である。

特許庁調査では、回答企業の58%がこのリスクに懸念を表明し、懸念を持つ企業の95%が「問題である」と回答した³。具体的には、「電子機器製品がシンプルなデザインに傾向する中で、AIが安価にデザインを大量生産できれば、モデルチェンジの障害になる」「関連意匠の登録ができなくなりブランディング戦略が崩壊する」等の危機感が示された。55%は新規性喪失の例外規定の改正等の立法的対応が必要と回答している。

この問題は先行意匠調査にも直結する。AI生成デザインが公知デザインのデータベースを爆発的に拡大させることで、調査コストが増大し、審査官の負担も増加する。USPTOは2025年7月に画像類似性に基づく DesignVision ツールを導入し、80以上の国際意匠登録簿を対象とする AI 画像検索で審査効率の向上を図っている²⁶。

4. 実務上の核心課題と企業の対応策

4.1 人間の創作的寄与の立証

AI支援デザインの意匠登録を確保するための鍵は、人間の創作的寄与の文書化にある。文化庁「AIと著作権に関する考え方」（2024年3月）は、創作的寄与の判断要素として①プロンプト・指示の分量・内容、②生成の試行回数、③複数出力からの選択を挙げた²⁷。これは意匠法にも類推適用され得る。

企業が採るべき実務対応として、以下の記録・証拠保全が推奨される。各段階で使用した

AI ツールとバージョンの記録、入力したプロンプトの全文保存、全中間出力物・バージョンの保存、人間による選択・編集・修正の意思決定記録、タイムスタンプとバージョン管理ログの維持、そして創作的判断の理由の文書化である²⁸。

4.2 学習データに起因する侵害リスク

特許庁調査では、AI を活用する企業の 87%が「他者の権利を意図せず侵害するリスク」を最大の懸念として挙げた³。生成 AI モデルは公開データを含む大規模データセットで訓練されており、その中には意匠権で保護されたデザインが含まれ得る。しかし、AI 利用企業の 50%は学習データの内容を把握していないと回答している。

中間とりまとめは、意匠権の侵害判断について重要な整理を行った。AI の学習段階では、登録意匠データの利用は意匠法第 2 条 2 項の「実施」に該当せず侵害を構成しない。一方、生成・利用段階では、AI 出力物が他者の登録意匠と類似する場合、従来の侵害判断基準がそのまま適用される¹³。著作権法と異なり意匠法には「依拠性」の要件がないため、AI が独立に類似デザインを生成した場合でも侵害が成立し得る点は重要な実務上の注意点である。

4.3 企業の AI 活用ポリシー策定

日本政府は重層的なガイドライン体制を構築している。経済産業省・総務省の「AI 事業者ガイドライン」、文化庁の「AI と著作権に関するチェックリスト&ガイダンス」（2024 年 7 月）²⁹、内閣府の「権利者のための手引き」（2024 年 11 月）などが主要な参照文書である。企業は、許容する AI ツールの選定、IP clearance 手続、機密情報・データセキュリティ要件、開示義務、定期レビュープロセスを含む社内ポリシーの策定が求められる。

5. 2026 年意匠法改正と制度の未来像

5.1 日本が牽引する AI 時代の意匠制度改革

特許庁は 2024 年 11 月、2026 年の通常国会への意匠法改正案提出を目指す方針を表明した

12. 改正の二本柱は、①生成 AI による新規性破壊への対抗措置、②仮想空間（メタバー
ス）におけるデザイン保護の拡充である³⁰。2025年6月3日に知的財産戦略本部が決定し
た「知的財産推進計画 2025」にもこの方針が明記され、「法律・技術・契約の各手段を組
み合わせ、AI 進展と知財保護の共存を推進する」と述べられた³¹。

産業構造審議会意匠制度小委員会は、2024年12月の第16回から2025年6月の第20回に
かけて集中審議を行い、以下の法的論点を整理した。①AI生成物が意匠法上の「意匠」に
該当するか、②創作者の特定方法、③AI生成デザインの引用意匠適格性、④新規性喪失の
例外の適用範囲³²。第20回では、AI利用自体を登録要件の判断基準とすべきではないとの
方向性が示されつつも、「AI自律生成デザイン」の定義の必要性が提起された³³。

仮想空間のデザイン保護については、第17回小委員会（2025年2月）で3つの方向性が
議論された。①物品・建築物・画像・内装以外の新カテゴリの創設、②物理的物品・建築物
の意匠権を仮想空間に拡張、③「形状を表す画像」という新保護カテゴリの創設である³²。
メタバーズ市場の拡大を見据え、国際的なルール形成で日本が主導権を握る意向が示されて
いる。

5.2 知財専門家への示唆

AI時代の意匠実務において、知財専門家には新たな能力が求められている。AIモデルの訓
練プロセスとそのIP上の含意の理解、AI開示要件・発明者/創作者の文書化に関する助言
能力、IP法・データ法・契約法・AI規制を横断する学際的知識である³⁴。

デザイン業界への提言として、CHI'25（2025年4-5月、横浜）の研究は、AIがデザイン
の発散的思考において「リサーチ支援」「創造性の起点」「デザイン代替案の生成」「プロ
トタイプの忠実度変更」という4つの役割を果たすことを明らかにした³⁵。デザイナーは
AIを全面的に委任するのではなく、制約を定義しAI出力をキュレーションする「指揮者」
（conductor）としての役割にシフトすることが推奨される。

5.3 残された根本的問い

意匠制度の改革方向性については、なお根本的な対立が存在する。保護肯定論は、AI 駆動デザインツールへの投資インセンティブの維持、選択・精緻化における人間の貢献の評価を根拠とする。保護否定論は、IP 制度は人間の創造性のインセンティブ付与を目的とするものであり AI にインセンティブは不要であること、意匠の叢 (thicket) 形成による競争阻害リスク、パブリックドメインの充実という社会的利益を主張する³⁶。

いずれにせよ、2026 年は日本の意匠制度にとって転換点となる。意匠法改正案の国会提出、EU AI 法の段階的施行、WIPO AIII の年次会合が重なるこの年に、AI 時代のデザイン保護の基本設計が形作られる。知財専門家は、この制度変革を受動的に待つのではなく、デザインプロセスの記録体制の整備、クロスファンクショナルな社内ガイドラインの構築、そして国際動向の継続的モニタリングを通じて、クライアントの意匠戦略を能動的に再構築すべき局面にある。

参考文献

- [1] 「生成 AI による『知財』侵害を防ぐために、特許庁が意匠法改正を計画 2026 年を目標」
+VISION®【プラスビジョン】 <https://vision00.jp/topic/9529/>
- [2] 特許庁「令和 6 年度 産業財産権制度問題調査研究 生成 AI を利用したデザイン創作の意匠法上の保護の在り方に関する調査研究報告書（全体版）」令和 7 年 3 月
https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2024_05_zentai.pdf
- [3] 特許庁「令和 6 年度 産業財産権制度問題調査研究 生成 AI を利用したデザイン創作の意匠法上の保護の在り方に関する調査研究報告書（要約版）」令和 7 年 3 月
https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2024_05_yoyaku.pdf
- [4] Nina Achadjian "Inside Vizcom's vision to transform industrial design with AI" Index Ventures
<https://www.indexventures.com/perspectives/inside-vizcoms-vision-to-transform-industrial-design-with-ai/>
- [5] MistyWest "Reduce Time-to-Market with AI for Industrial Design"
<https://www.mistywest.com/posts/reduce-time-to-market-with-ai-for-industrial-design/>
- [6] "Toyota's Future Car Design Will Use AI Technology" VOI <https://voi.id/en/otoinfo/289299/>
Matthew Griffin "Toyota's new Generative AI tool brings designers concept drawings to life"
<https://www.fanaticalfuturist.com/2023/10/toyotas-new-generative-ai-tool-brings-designers-concept-drawings-to-life/>
- [7] 「画像生成 AI をフル活用したコンセプトカーデザイン公開！ チューリング×日南の完全自動運転」CGWORLD <https://cgworld.jp/flashnews/202303-Turing-Nichinan.html> / 「AI で自動運転車をデザインしたスタートアップの挑戦『テスラを超える自動車メーカーに』」レスポンス
<https://response.jp/article/2023/03/16/368698.html>
- [8] 「大手企業の生成 AI×デザインの活用事例 7 選 | 3 大メリットも紹介」AI 総研
https://metaversesouken.com/ai/generative_ai/design/
- [9] "Autodesk Assistant: Shaping the Future of Design and Make" Autodesk Fusion Blog
<https://www.autodesk.com/products/fusion-360/blog/autodesk-assistant-ai/>
- [10] Mordor Intelligence "Generative Design Market - Companies & Size"

<https://www.mordorintelligence.com/industry-reports/generative-design-market> / Garagefarm
"Generative AI in 3D modeling is revolutionizing digital creation: your complete 2025 guide"
<https://garagefarm.net/blog/generative-ai-in-3d-modeling-is-revolutionizing-digital-creation>

[11] 長島・大野・常松法律事務所「AIの発明者性について判示した東京地裁判決—東京地判令6年5月16日—（速報）」<https://www.noandt.com/publications/publication20240521-1/>

[12] AIPPI "AI as an Inventor of Patents? IP High Court Judgment and the 2025 IP Strategic Program" <https://www.aippi.org/news/ai-as-an-inventor-of-patents-ip-high-court-judgment-and-the-2025-ip-strategic-program/> / The Legal 500 "AI Update – AI Inventorship: IP High Court in Japan Rules AI Cannot Be Listed as Inventor" <https://www.legal500.com/developments/thought-leadership/ai-update-ai-inventorship-ip-high-court-in-japan-rules-ai-cannot-be-listed-as-inventor/>

[13] イノベンティア「『AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ』の公表について」
<https://innoventier.com/archives/2024/09/17301>

[14] Federal Register "Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions" 2025年11月28日
<https://www.federalregister.gov/documents/2025/11/28/2025-21457/revised-inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions>

[15] Mayer Brown "United States Patent and Trademark Office Issues Revised Guidance on Inventorship for AI-Assisted Inventions"
<https://www.mayerbrown.com/en/insights/publications/2025/12/united-states-patent-and-trademark-office-issues-revised-guidance-on-inventorship-for-ai-assisted-inventions>

[16] Norton Rose Fulbright "Germany: AI cannot be named as inventor - insights from the Bundesgerichtshof's DABUS decision"
<https://www.nortonrosefulbright.com/en/knowledge/publications/7de4a9ba/germany-ai-cannot-be-named-as-inventor-insights-from-the-bundesgerichtshofs-dabus-decision>

[17] CMS Lawnow "Could AI-generated designs find protection under EU design law?" <https://cms-lawnow.com/en/ealerts/2024/10/could-ai-generated-designs-find-protection-under-eu-design-law> / Canella Camaiora "Registrability of an AI-generated logo in Italy and Europe"
<https://www.canellacamaiora.com/registrability-of-an-ai-generated-logo-in-italy-and-europe/>

[18] The IPKat "Design reform reaches its finale: it is now Regulation (EU) 2024/2822 and Directive (EU) 2024/2823" <https://ipkitten.blogspot.com/2024/11/design-reform-reaches-its-finale-it->

is.html / INTA "How EU Design Law Reform Protects Designs in the Digital Age"
<https://www.inta.org/perspectives/features/how-eu-design-law-reform-protects-designs-in-the-digital-age/>

[19] DLA Piper "China Releases Guidelines for AI Related invention patent applications"

<https://www.dlapiper.com/en/insights/publications/2025/02/china-releases-guidelines-for-ai-related-invention-patent-applications>

[20] 弁理士法人 ITOH 「『中国における人工知能(AI)関連発明特許出願ガイドライン（試行版）』

& 『速報 中国 2024 年度知財統計データ』」 <https://www.itohpat.co.jp/ip/2481/> / AFD China
"Outline of Patent Applications for AI-related Inventions in China"

<https://www.afdip.com/insights/Articles/Patent/2025/0311/2040.html>

[21] WIPO "Intellectual Property for Frontier Technologies" [https://www.wipo.int/en/web/frontier-](https://www.wipo.int/en/web/frontier-technologies)

[technologies](https://www.wipo.int/en/web/frontier-technologies) / WIPO "The WIPO Conversation on Intellectual Property and Frontier

Technologies" https://www.wipo.int/en/web/frontier-technologies/frontier_conversation

[22] WIPO "WIPO Conversation 12: Synthetic Media Create New Avenues for Creativity, Challenges

for Policymakers" <https://www.wipo.int/en/web/frontier-technologies/w/news/2025/wipo-conversation-12-synthetic-media-create-new-avenues-for-creativity-challenges-for-policymakers>

[23] WIPO "WIPO Launches Artificial Intelligence Infrastructure Interchange"

https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2026/article_0005.html / WIPO "AI Infrastructure Interchange (AIII)" <https://www.wipo.int/meetings/en/2025/ai-infrastructure-interchange.html>

[24] USPTO "Riyadh Design Law Treaty" [https://www.uspto.gov/ip-policy/industrial-design-](https://www.uspto.gov/ip-policy/industrial-design-policy/riyadh-design-law-treaty)

[policy/riyadh-design-law-treaty](https://www.uspto.gov/ip-policy/industrial-design-policy/riyadh-design-law-treaty) / WIPO "Riyadh Design Law Treaty"

<https://www.wipo.int/en/web/treaties/ip/rdlt/index> / IPWatchdog "The Riyadh Design Law Treaty: Bringing Design Law into the Future" <https://ipwatchdog.com/2024/12/08/riyadh-design-law-treaty-bringing-design-law-future/id=183829/>

[25] ユアサハラ法律特許事務所 「生成 AI による先回り大量生成問題（意匠と特許の比較）」

<https://www.yuasa-hara.co.jp/lawinfo/5538/>

[26] USPTO "USPTO launches new design patent examination AI tool"

<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-launches-new-design-patent-examination-ai-tool>

[27] イノベンティア 「『AI と著作権に関する考え方について』の公表について②～生成・利用段

階、生成物の著作物性～」 <https://innoventier.com/archives/2024/07/17087/> / 骨董通り法律事務所 出井甫 「『AI 時代の知的財産検討会』 中間とりまとめ案で、AI 議論を追いかける」
<https://www.kottolaw.com/column/240528.html>

[28] PatentRevenue 「デザイン創作における生成 AI 活用と意匠権の課題：知財保護と実務対応の最前線」 <https://patent-revenue.iprich.jp/uncategorized/4456/> / Bird & Bird "AI Coding can you protect what your agents create" <https://www.twobirds.com/en/insights/2026/belgium/ai-coding-can-you-protect-what-your-agents-create>

[29] カレントアウェアネス・ポータル「文化庁、『AI と著作権に関するチェックリスト&ガイド』を公開」 <https://current.ndl.go.jp/car/224456>

[30] Yahoo!ニュース「生成 AI の『知財』侵害を防ぐ 特許庁、26 年に意匠法改正へ（共同通信）」 <https://news.yahoo.co.jp/articles/549fd68cfec75584834175f7f9dcbce5bc6af84e> / ナラハ奈良法律事務所「AI の知財侵害を防ぐ 2026 年、意匠法改正も視野に（特許庁）」
<https://kigyohoumu-naraha-law.jp/wp/?p=1220>

[31] 日本経済新聞「メタバースのデザイン模倣排除、意匠法改正へ 知的財産計画に明記」 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA251LR0V20C25A4000000/> / 日本経済新聞「AI 進歩と権利保護両立へ法整備 政府、知的財産計画を決定」
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA0217O0S5A600C2000000/>

[32] 栄国際特許事務所「生成 AI 技術の発達を踏まえた意匠制度」 <https://www.sakae-pat.jp/ja-design/%E7%94%9F%E6%88%90ai%E6%8A%80%E8%A1%93%E3%81%AE%E7%99%BA%E9%81%94%E3%82%92%E8%B8%8F%E3%81%BE%E3%81%88%E3%81%9F%E6%84%8F%E5%8C%A0%E5%88%B6%E5%BA%A6/> / 特許庁「意匠制度に関する検討課題について 産業構造審議会知的財産分科会 第 16 回意匠制度小委員会 資料 1」 令和 6 年 12 月 6 日
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_shoi/document/16-shiryu/03.pdf

[33] 弁理士法人 ITOH 「特許庁『仮想空間上の物品画像』及び『生成 AI 技術の発達を踏まえた意匠の保護』について、これまでの議論をまとめ、仮想物品画像の実施行為の整理に加え、生成 AI による意匠のさらなる実態把握を提案 ～第 20 回 産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会～」 <https://www.itohpat.co.jp/ip/2648/>

[34] Solveintelligence "5 Benefits of Integrating AI in Your IP Practice"
<https://www.solveintelligence.com/blog/post/5-benefits-of-integrating-ai-in-your-ip-practice>

[35] arXiv "Beyond Automation: How UI/UX Designers Perceive AI as a Creative Partner in the Divergent Thinking Stages" <https://arxiv.org/html/2501.18778v1>

[36] Springer "AI and IP: Theory to Policy and Back Again – Policy and Research Recommendations at the Intersection of Artificial Intelligence and Intellectual Property" IIC - International Review of Intellectual Property and Competition Law <https://link.springer.com/article/10.1007/s40319-023-01344-5>